

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宮崎県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員		87.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	会計年度任用職員	90.3%
	会計年度任用職員以外	102.7%
全職員		74.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	103.7%
本庁課長相当職	108.2%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	94.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.3%
31～35年	96.7%
26～30年	94.6%
21～25年	93.5%
16～20年	93.1%
11～15年	91.2%
6～10年	94.1%
1～5年	97.1%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員について、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93%、住居手当の受給者に占める男性の割合は70%となっている。
- ・会計年度任用職員の報酬額は、職務内容及び経験年数に応じて決まるものであることから、それらの違いによって差異が生じるものである。
- ・任期の定めのない常勤職員以外について、常勤職員の勤務時間・日数を基準とし、それよりも短い場合には、その勤務時間・日数に応じて職員数を換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 知事部局等とは、知事部局、県議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局、人事委員会、海区漁業調整委員会を指す。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宮崎県（企業局）

1. 全職員に係る情報

職員区分		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員		81.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	会計年度任用職員	94.2%
	会計年度任用職員以外	—
全職員		62.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	84.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	59.0%
31～35年	—
26～30年	89.4%
21～25年	86.4%
16～20年	98.5%
11～15年	77.4%
6～10年	82.2%
1～5年	107.8%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外について、常勤職員の勤務時間・日数を基準とし、それよりも短い場合には、その勤務時間・日数に応じて職員数を換算している。
- ・1. の任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員以外の区分には女性の職員がいないため「—」と記載している。
- ・2. (1) 役職段階別の「本庁係長相当職」以外の段階及び(2) 勤続年数別の31～35年の区分には女性の職員がいないため「—」と記載している。
- ・任期の定めのない常勤職員について、扶養手当及び住居手当の受給者に占める男性の割合はともに93%となっている。
- ・会計年度任用職員の報酬額は、職務内容及び経験年数に応じて決まるものであることから、それらの違いによって差異が生じるものである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宮崎県（病院局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	53.5%
全職員	56.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	68.1%
本庁課長補佐相当職	84.8%
本庁係長相当職	82.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.1%
31～35年	81.3%
26～30年	80.3%
21～25年	74.8%
16～20年	53.3%
11～15年	67.3%
6～10年	62.3%
1～5年	53.1%

【説明欄】

・県立病院の任期の定めのない常勤職員については、医師や看護師など職種ごとに適用する給料表が異なり、職種毎の人数や性別の構成、勤続年数に偏りがあることから差異が生じるものである。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員の大部分を占める会計年度任用職員の報酬額は、医師や看護師など、職務内容及び経験年数に応じて決まるものであるため、差異が生じるものである。

・「本庁部局長・次長相当職」については、全て男性であることから差異を算出できない。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、常勤職員の勤務時間・日数を基準とし、それよりも短い場合には、その勤務時間・日数に応じて職員数を換算している。（任期が1月未満の者は算定から除外）

※令和5年6月末公表資料の2（1）役職段階別「本庁課長相当職」、「本庁課長補佐相当職」、「本庁係長相当職」の数値について職位の取扱いに誤りがあったため令和6年6月に修正を実施。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。